

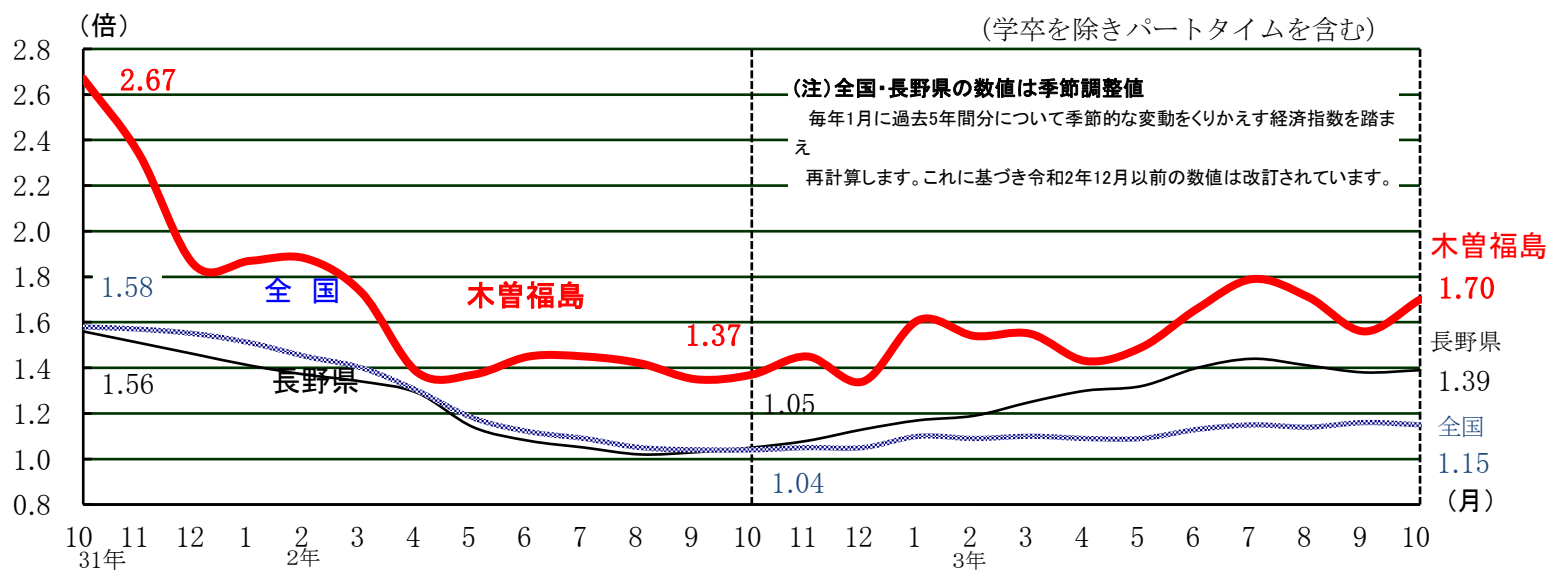
令和3年11月30日発表
木曾福島公共職業安定所
TEL (0264) 22-2233

- 10月の月間有効求人倍率は全数(パートを含む)で1.70倍となり、前年同月比0.33ポイント上回った。
- 新規求人数は全数で233人となり、前年同月比13.7%増加した。
- 新規求職者数は全数で55人となり、前年同月比22.5%減少した。
- 月間有効求人数は552人で、前年同月比16.9%増加した。
- 月間有効求職者数は325人で、前年同月比5.8%減少した。

1 求人・求職の状況

① 月間有効求人倍率の推移

当所10月の月間有効求人倍率は1.70倍で、前年同月比0.33ポイント、また前月比0.14ポイント上回った。



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
3年	1.61	1.54	1.55	1.43	1.49	1.66	1.79	1.71	1.56	1.70		
2年	1.87	1.88	1.73	1.38	1.37	1.45	1.45	1.42	1.35	1.37	1.45	1.34
31年	1.86	1.96	2.06	2.06	2.09	2.00	2.22	2.40	2.45	2.67	2.34	1.85

② 地域別有効求人倍率

10月の有効求人倍率は、東信が1.47倍で一番高かった。全所で前年同月を上回った。

[学卒除きパート含む実数値]

安定所別 区分	北信 (1.43)		東信 (1.47)		中信 (1.38)			南信 (1.45)		
	長野・篠ノ井・須坂	飯山	上田	佐久	松本	木曾福島	大町	飯田	伊那	諏訪
全数	1.42	1.66	1.44	1.51	1.35	1.70	1.49	1.50	1.52	1.36
前年比 (ポイント)	(0.19)	(0.50)	(0.42)	(0.32)	(0.30)	(0.33)	(0.10)	(0.47)	(0.68)	(0.34)
うち常用	1.23	1.24	1.18	1.45	1.14	1.49	1.05	1.33	1.33	1.27
前年比 (ポイント)	(0.07)	(0.33)	(0.27)	(0.32)	(0.18)	(0.18)	(0.28)	(0.41)	(0.59)	(0.34)

*地域名の()内は地域別有効求人倍率(全数)。長野・篠ノ井・須坂、小諸・佐久、岡谷・諏訪は地域としてまとめた数値を表章しています。(注)平成19年2月分より表章内容を変更しています。

用語の定義 「有効求人倍率」とは: 月間有効求人数/月間有効求職者数
 月間有効求人数: 前月末の有効求人数+当月の新規求人数
 月間有効求職者数: 前月末の有効求職者数+当月の新規求職者数

③ 新規求人数の推移

10月の新規求人数(全数)は、前年同月比13.7%増加し、233人となった。うち常用(パートを除く)は前年同月比2.5%減少、うちパートは11.8%増加した。

年月	2年 10月	11月	12月	3年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
全数	205	203	163	231	231	162	215	174	179	201	171	165	233
(前年比)	(▲30.3)	(9.1)	(▲9.4)	(▲15.7)	(35.9)	(▲9.0)	(4.9)	(20.0)	(15.5)	(3.6)	(14.8)	(5.1)	(13.7)
うち常用	121	98	91	134	121	92	125	96	105	117	104	97	118
(前年比)	(▲22.4)	(▲3.9)	(▲7.1)	(▲14.6)	(16.3)	(10.8)	(0.0)	(0.0)	(36.4)	(4.5)	(7.2)	(2.1)	(▲2.5)
うちパート	68	61	66	83	68	67	88	55	67	82	51	55	76
(前年比)	(▲26.9)	(▲14.1)	(▲17.5)	(6.4)	(21.4)	(▲13.0)	(83.3)	(19.6)	(15.5)	(24.2)	(6.3)	(▲11.3)	(11.8)
常用のうち正社員	118	90	79	121	104	78	118	86	92	107	85	83	110
(前年比)	(▲13.9)	(▲2.2)	(▲2.5)	(▲19.3)	(15.6)	(32.2)	(▲3.3)	(▲2.3)	(50.8)	(0.9)	(▲7.6)	(3.8)	(▲6.8)
全数に占める 正社員の割合	57.6	44.3	48.5	52.4	45.0	48.1	54.9	49.4	51.4	53.2	49.7	50.3	47.2

※ うち常用にはパートは含まれない。

④ 産業別新規求人の状況

新規求人数を産業別にみると、【建設業】【卸売業・小売業】【宿泊業・飲食サービス業】【生活関連サービス業・娯楽業】等で前年比増加したが、【製造業】【運輸業・郵便業】【医療・福祉】等で減少した。

産業別	新規求人数 (人)	前年比 (%)	産業別	新規求人数 (人)	前年比 (%)
全数	233 (76)	13.7 (11.8)	情報通信業	2 (0)	-
建設業	39 (3)	25.8 (▲25.0)	運輸業・郵便業	17 (2)	▲32.0 (▲71.4)
製造業	33 (13)	▲15.4 (62.5)	卸売業・小売業	28 (21)	33.3 (50.0)
食料品・たばこ	6 (4)	20.0 (100.0)	金融業・保険業 ・不動産業	- (0)	-
パルプ・印刷	0 (0)	-	宿泊業 ・飲食サービス業	11 (8)	266.7 (166.7)
プラスチック	1 (0)	0.0	飲食店	2 (2)	100.0 (100.0)
金属製品	0 (0)	-	生活関連サービス業・ 娯楽業	51 (9)	112.5 (12.5)
はん用機械器具	0 (0)	▲100.0 (▲100.0)	洗濯・理容 ・美容・浴場業	12 (8)	▲25.0 (0.0)
生産用機械器具	0 (0)	-	教育、学習支援業	- (0)	▲100.0 (▲100.0)
業務用機械器具	1 (1)	0.0 (0.0)	医療・福祉	36 (16)	▲26.5 (▲20.0)
電子部品 デバイス	4 (0)	300.0	社会保険・社会福 祉・介護事業	35 (16)	▲23.9 (▲15.8)
電気機械器具	0 (0)	-	サービス業(他に分類 されないもの)	2 (2)	▲66.7 (▲33.3)
情報通信機械器具	0 (0)	-	その他の産業	14 (2)	133.3
輸送用機械器具	7 (0)	0.0 (▲100.0)			

()はパートで内数

用語の定義 「全数」とは、「常用」+「臨時・季節」

「常用」とは：雇用契約において雇用期間の定めのないもの、または4か月以上の雇用期間のもの(季節労働を除く)

「臨時・季節」とは：臨時とは雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用期間のもの。季節とは、季節的な労働需要に対し、または季節的な余暇を利用し一定期間就労するもの(4か月未満、以上を問わない)。

⑤ 新規求職者の推移

10月の新規求職者数(全数)は、前年同月比22.5%減少し、55人だった。
うち常用(パートを除く)は前年同月比40.5%減少、うちパートは7.1%増加した。

年月	2年 10月	11月	12月	3年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
全数	71	69	105	70	80	90	120	50	53	44	52	64	55
前年比	54.3	▲12.7	1.0	▲14.6	25.0	4.7	▲13.0	▲13.8	▲14.5	▲31.3	10.6	▲7.2	▲22.5
うち常用	42	24	33	35	35	48	67	21	26	25	33	33	25
前年比	68.0	▲11.1	▲2.9	▲22.2	16.7	23.1	▲13.0	▲32.3	▲23.5	▲13.8	50.0	▲19.5	▲40.5
うちパート	28	23	23	27	42	39	53	28	26	19	19	31	30
前年比	47.4	0.0	21.1	▲15.6	27.3	▲15.2	▲10.2	7.7	▲3.7	▲45.7	▲20.8	10.7	7.1

※ うち常用にはパートは含まれない。

⑥ 新規常用求職者の態様別状況

在職者は前年同月比53.3%減少、離職者は34.6%減少した。
離職者のうち、事業主都合は前年同月比88.9%減少、自己都合は18.8%減少した。

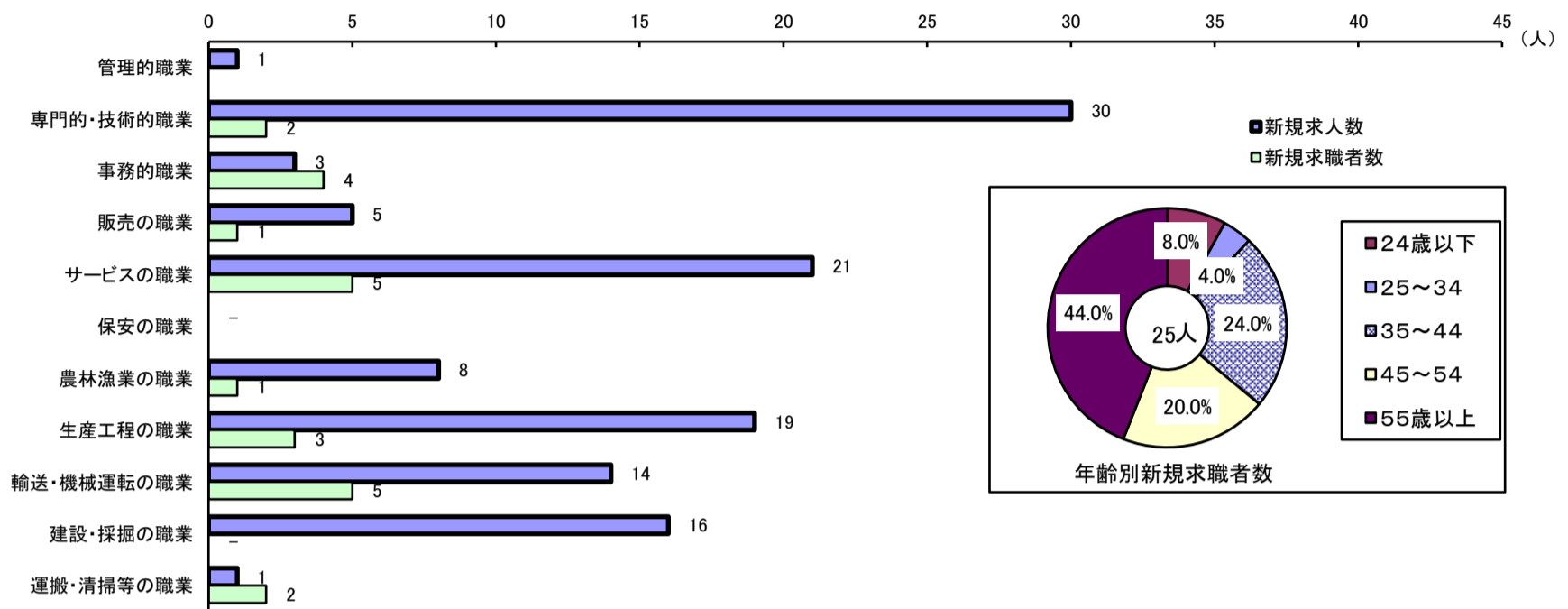
年月	2年 10月	11月	12月	3年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	年 10月
求職者 (前年比)	42 (68.0)	24 (▲11.1)	33 (▲2.9)	35 (▲22.2)	35 (16.7)	48 (23.1)	67 (▲13.0)	21 (▲32.3)	26 (▲23.5)	25 (▲13.8)	33 (50.0)	33 (▲19.5)	25 (▲40.5)
在職者 (前年比)	15 (200.0)	9 (80.0)	14 (▲17.6)	17 (21.4)	16 (166.7)	19 (26.7)	10 (25.0)	4 (▲50.0)	7 (▲36.4)	11 (57.1)	11 (120.0)	16 (14.3)	7 (▲53.3)
離職者 (前年比)	26 (44.4)	15 (▲16.7)	19 (18.8)	16 (▲44.8)	18 (▲21.7)	27 (28.6)	56 (▲16.4)	16 (▲27.3)	19 (▲17.4)	13 (▲40.9)	20 (25.0)	16 (▲38.5)	17 (▲34.6)
定年 (前年比)	0 (▲100.0)	2 (0.0)	6 #DIV/0!	1 (▲50.0)	1 (▲75.0)	3 (200.0)	6 (0.0)	1 (0.0)	0 (▲100.0)	1 (▲75.0)	2 (0.0)	1 (▲50.0)	3 #DIV/0!
事業主 都合 (前年比)	9 (125.0)	6 (50.0)	2 (▲60.0)	2 (▲60.0)	5 (66.7)	6 (▲25.0)	13 (▲27.8)	2 (▲71.4)	5 (▲37.5)	4 (▲60.0)	1 (0.0)	1 (▲83.3)	1 (▲88.9)
自己都合 (前年比)	16 (23.1)	6 (▲45.5)	11 (0.0)	13 (▲40.9)	10 (▲37.5)	18 (50.0)	36 (▲12.2)	12 (▲14.3)	14 (16.7)	8 (33.3)	17 (41.7)	14 (▲22.2)	13 (▲18.8)
無業者 (前年比)	1 (▲50.0)	0 (▲100.0)	0 (▲100.0)	2 (0.0)	1 (0.0)	2 (▲33.3)	1 (▲50.0)	1 (0.0)	0 #DIV/0!	1 #DIV/0!	2 (100.0)	1 (0.0)	1 (0.0)

※ パートタイムを除く常用

用語の定義 「パート」とは：1週間の所定労働時間が同一事業所の通常の労働者に比べ短いもの。
「離職者」とは：「前職雇用者」と「前職自営、その他」(表中では省略)に分けられる。
「前職雇用者」は、離職理由別に「定年」「事業主都合」「自己都合」「不明」(表中では省略)に区分される。
このため内訳の計と離職者数欄の数値は一致しない。
「無業者」とは：家事、育児等従事者及び離職後1年を超えて求職活動をしていない者をいう。

⑦ 職業別新規求人・求職及び年齢別新規求職の状況

求人・求職者数を職業別にみると、「事務的職業」「運搬・清掃等の職業」以外は求人数が求職者数を上回っている。年齢別新規求職者数では、「55歳以上」の割合が最も高かった。



※ パートタイムを除く常用

⑧ 月間有効求人・求職の推移

10月の月間有効求人数は前年同月比16.9%増加し、月間有効求職者数は同5.8%減少した。

年月	2年			3年									
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
月間有効求人数	472	522	535	578	587	574	534	507	531	532	522	507	552
前年比	▲31.5	▲19.3	▲14.0	▲5.4	2.8	1.6	7.9	7.2	11.3	16.4	14.7	9.5	16.9
月間有効求職者数	345	361	399	360	382	370	373	341	319	297	306	326	325
前年比	33.7	30.8	18.4	10.1	25.7	13.5	4.2	▲1.2	▲2.7	▲5.7	▲4.7	▲5.2	▲5.8

※ パートタイムを含む全数

2 就職の状況

10月の就職件数は全数で31人となり、前年同月比29.2%増加、うち常用は15.4%増加した。

年月	2年			3年									
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
全数	24	20	19	22	34	53	32	12	19	20	12	23	31
前年比	▲14.3	11.1	58.3	22.2	47.8	15.2	52.4	▲42.9	0.0	53.8	0.0	▲23.3	29.2
うち常用	13	11	8	13	14	25	13	6	9	12	9	16	15
前年比	8.3	0.0	300.0	18.2	40.0	56.3	62.5	▲45.5	12.5	500.0	200.0	23.1	15.4
うちパート	11	9	10	8	19	28	19	6	10	7	3	6	15
前年比	▲21.4	28.6	25.0	33.3	58.3	▲3.4	58.3	▲40.0	▲9.1	▲30.0	▲66.7	▲64.7	36.4

※ うち常用にはパートは含まれない

3 人員整理の状況

1件あたり10人以上の人員整理はなし。また、事業主都合による離職は2人だった。

① 10人以上の人員整理の状況

年月	2年 10月	11月	12月	3年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
件数	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
整理人員	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0

※当月中に把握したもの

② 事業主都合による離職の推移 (雇用保険被保険者資格喪失データ)

年月	2年 10月	11月	12月	3年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
人数	3	3	1	7	2	1	11	1	13	2	1	3	2
前年比	0.0	200.0	▲80.0	75.0	▲33.3	▲66.7	▲56.0	▲75.0	62.5	100.0	▲75.0	▲40.0	▲33.3

※ 特例被保険者を除く

4 雇用保険適用事業所・被保険者・受給者実人員の状況

適用事業所数は、本年4月以降前年同月を上回っている。

月末現在の被保険者数は前年同月を上回り、受給者実人員(失業等給付基本手当)は前年同月比43.3%減少した。

年月	2年 10月	11月	12月	3年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
事業所数	月末現在	682	683	684	684	684	687	687	687	689	689	688	687
	前年比	▲0.4	▲0.4	▲0.3	▲0.3	▲0.4	▲0.3	0.3	0.1	0.6	0.9	1.0	1.2
被保険者数	資格取得数	66	42	50	44	46	37	239	107	46	53	35	48
	資格喪失数	55	66	98	56	31	49	181	69	42	38	40	48
受給者実人員	月末現在	6,516	6,492	6,444	6,433	6,448	6,436	6,494	6,524	6,527	6,541	6,536	6,526
	前年比	▲0.9	▲0.9	▲0.7	▲0.2	▲0.2	▲0.3	▲0.1	0.0	▲0.1	0.4	0.5	0.3
受給者実人員	基本手当受給者数	97	79	78	62	55	65	72	87	96	97	88	59
	前年比	42.6	19.7	14.7	5.1	▲5.2	3.2	1.4	▲20.9	▲16.5	▲10.2	▲21.4	▲48.7

次回発表日令和3年12月28日(火)

令和3年12月以降の雇用調整助成金の特例措置等について

延長について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年11月30日までを期限に雇用調整助成金の特例措置を講じてきたところですが、

この特例措置を12月31日(※)まで延長いたします。

※令和4年1月以降は施行にあたって厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点での**予定**です。

特例措置の内容

	令和3年		令和4年	
	5月～12月	1月・2月	3月	予定
判定基礎期間の初日				
原則的な措置	4/5 (9/10) 13,500円	4/5 (9/10) 11,000円	4/5 (9/10) 9,000円	4/5 (9/10) 9,000円
業況特例・地域特例	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円
原則的な措置	2/3 (3/4) 13,500円	2/3 (3/4) 11,000円	2/3 (3/4) 9,000円	2/3 (3/4) 9,000円
業況特例・地域特例	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円

(注) 金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合

(令和3年12月まで)
原則的な措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の期間及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4/5以上」
地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の期間

(令和4年1月から)
原則的な措置では、令和3年1月8日以降の解雇等の期間及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4/5以上」
地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の期間

- 令和4年1月以降は施行にあたって厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点での**予定**です。
- 雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当については、「緊急雇用安定助成金」として支給されています。



制度の見直し等によりその都度**支給申請様式の改定**を行っております。そのため、**支給申請を行う場合は、その都度、厚生労働省HPから最新様式のダウンロード**をお願いします。

お問合せ先

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター
0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP



LL031124企01

「業況特例」又は「地域特例」に該当する事業主の方へ

業況特例 (特に業況が厳しい全国の事業主)

【対象となる事業主】

AとBそれぞれの月平均値の生産指標(売上げ高)を比較し、Aが30%以上減少している事業主

A: 判定基礎期間の初日が属する月から遡って3か月間の生産指標

B: Aの3ヶ月間の生産指標に対して、前年同期または前々年同期の生産指標

(①雇用保険適用事業所設置後であって、②労働者を雇用している場合(緊急雇用安定助成金は②のみ)に限る。)

例: 令和3年11月5日から休業を実施した場合(賃金締切日が月末の場合)



【対象となる休業等】

判定基礎期間の初日が令和3年12月31日以前の休業等(短時間休業を含む)

お知らせ

- 令和3年12月までに既に業況の確認を行っている事業主は、令和4年1月1日以降に判定基礎期間の初日を迎えるものについては、それぞれの段階で業況の**再確認**を行います。
- 判定基礎期間の初日が令和4年1月1日以降の休業については、生産指標が最近3か月の月平均で前年・前々年又は**3年前**同期比30%以上減少の全国の事業主を業況特例の対象とする予定です。(施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点の**予定**です。)

地域特例 (営業時間の短縮等に協力する事業主)

【対象となる事業主】

以下を満たす飲食店や催物(イベント等)を開催する事業主等

- 緊急事態措置の対象区域またはまん延防止等重点措置の対象区域(職業安定局長が定める区域)の都道府県知事による要請等を受け、
- 緊急事態措置を実施すべき期間またはまん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、
- 要請等の対象となる施設(要請等対象施設)の全てにおいて、
- 休業、営業時間の変更、収容率・人数上限の制限、入場者の整理等、飲食物提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む)又はカラオケ設備利用の自粛に協力する

【対象となる休業等】

要請等対象施設における以下の期間を含む判定基礎期間の休業等(短時間休業を含む)

厚生労働省ホームページに掲載する区域及び期間

https://www.mhlw.go.jp/atf/seisakuunitsuite/bunnya/koyou/koyou_roudou/koyou_koyou/kyufukin/cochomoney_00002.html

